

(様式第 1 号別紙 2) (第 7 条関係)

太陽光発電等導入補助金（既存戸建住宅向け）
遵守事項に関する確認書

太陽光発電等導入補助金(既存戸建住宅向け) 交付要綱に基づき補助金の交付を受けるにあたり、
太陽光発電システムに関する下記事項を遵守します。

記

- (1) 太陽光発電設備の能力を十分に発揮させ、安全に利用するため、適切な維持管理に努めるとともに、4 年に 1 回程度、設置事業者による点検を行うこと。
- (2) 設置にあたっては、周辺住宅への反射光による影響等に配慮する影響が懸念される場合は、防眩パネルを使用するなど対策を講じること。また、設置により影響が出た場合は、設置事業者と協力し速やかに対策を講じること。
- (3) 太陽光発電設備を廃棄する際には、設置時の住宅メーカーや設置事業者等に相談のうえ、設備のリサイクル、リユースがなされるよう努めること。
- (4) リースや PPA による設置の場合、設備の法定耐用年数（太陽光 17 年、蓄電池 6 年）以上使用すること。
- (5) 太陽光発電システムで発電する電力量の 30%以上を住宅で自家消費すること。

令和 年 月 日

申請者氏名※

※直筆署名